

保護者のみなさまへ

和泉市教育委員会

季節性インフルエンザの「学校感染症に係る登校・登園に関する意見書」
の取り扱い変更について

日頃より本市教育行政にご理解ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、これまで季節性インフルエンザで欠席された場合、別紙「学校感染症に係る登校・登園に関する意見書」の提出により出席停止扱いとしておりましたが、令和5年度以降、提出を不要とし、保護者様からの学校への連絡により出席停止扱いといたしますので、お知らせいたします。

なお、インフルエンザによる出席停止期間については、

「発症後5日経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

となっておりますので、下の表をご参照の上、出席停止期間を厳守ください。

解熱/発症	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日目	発症後5日目	登校可		
2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日目	登校可		
3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可		
4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可	
5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	解熱後2日	登校可
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/

○発症とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱等）などが始まった日を0日とします。病院受診時に医師に、発症日の相談、確認をしてください。

○解熱とは、平熱(普段の体温)にもどることです。解熱した後2日とは、解熱した日を0日と数えます。

○処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されます。必ず、医師の判断、指示に従ってください。